

記者発表	
発表先	石川県政記者クラブ
扱い	取締り実施後解禁

平成 27 年 8 月 3 日



過積載から道路を守るため「違法トラックの合同（金沢河川国道事務所・石川運輸支局・石川県警察・NEXCO 中日本高速金沢支社）取締り」を実施します

道路はみんなの財産です。道路を安全に利用していただくにはルールを守り、整備された車両による適切な運行を心がけなければなりません。

しかし、重大事故につながる恐れがある過積載や無許可の大型車両による違法な運行が依然として多いことから、事故を未然に防ぎ、規則を周知・理解していただく事を目的に、金沢河川国道事務所、石川運輸支局、石川県警察、NEXCO 中日本高速道路(株)金沢支社による合同取締りを下記のとおり実施します。

取締日時：平成 27 年 8 月 5 日（水）14:00～16:00

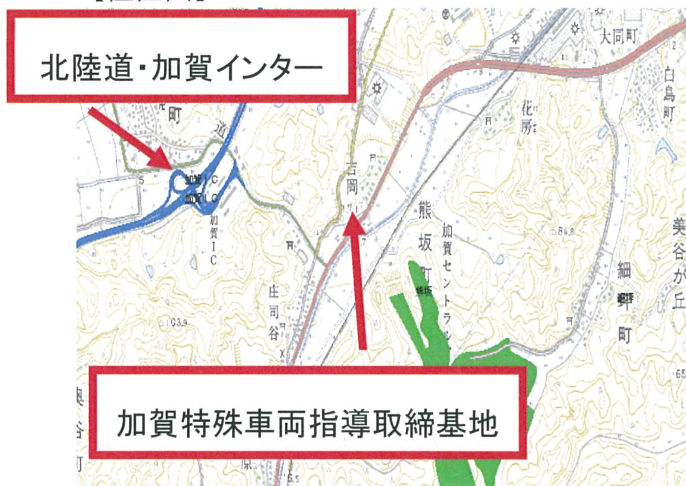
取締場所：国道 8 号 加賀市熊坂町 222 番地 加賀特殊車両指導取締基地（雨天時中止）
北陸自動車道 加賀インター

実施内容：トラック等の道路交通法による過積載の取締り

大型車（特殊車両通行許可対象車）の道路法による取締り

【位置図】

【実施状況（H26 年 11 月）】



問い合わせ先

【特殊車両の通行許可に関するについて】

（一般道路に関して）北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 道路管理第一課長

本野 恒夫 TEL: 076-264-9917

（高速道路に関して）NEXCO 中日本高速道路(株)金沢支社 道路管制センター 交通管制チーム

越野 弘志 TEL: 076-249-8632

【運送事業者の監督に関するについて】

北陸信越運輸局 石川運輸支局 輸送・監査部門 首席運輸企画専門官 猿谷 克幸 TEL: 076-291-7853

【過積載に関するについて】

石川県警察本部 交通部 交通指導課次席 端 岩男 TEL: 076-225-0110 (代)

過積載運転が及ぼす影響

道路を安全に利用するうえで、過積載運転が及ぼす様々な影響が懸念され、過積載は道路交通法57条で禁止されており、車両運転者、法人とも罰則が規定されています。

【重大事故への起因】

過積載走行時はブレーキ制動・停止距離が普通走行時と比べ著しく延長し、衝突事故やカーブで曲がり切れずに横転事故、また積載貨物の落下事故等の重大事故への起因となることが懸念されます。

【道路・橋梁等への影響】

過積載による重量超過車両は、道路や橋梁等の構造物に非常に大きな影響を及ぼします。舗装のひび割れや橋梁に損傷を与え、道路や橋の寿命を縮める事に繋がります。

上記以外にも様々な影響が懸念されますが、「過積載運転は違法行為であること」また、「道路はみんなの財産であること」を認識していただくよう呼びかけます。

特殊車両は通行許可が必要です

大型トレーラ、大型クレーン等の建設機械は車両の幅・高さ・重量・長さなど一般的な制限値をどれか一つでも超える車両は「特殊車両」と言います。

この「特殊車両」は道路・橋などを傷つけないよう、また、他の通行車両に影響（迷惑）をかけないように通行するように、通行の際には許可をとることとされています。

車両の諸元		一般的制限値	
幅		2. 5メートル	
長さ		12. 0メートル	
高さ		3. 8メートル（高さ指定道路は4. 1メートル）	
重さ	総重量	20. 0トン（重さ指定道路は25. 0トン）	
	軸重	10. 0トン	
	隣接軸重	隣り合う車両の輪距が1. 8メートル未満	18. 0トン※
		隣り合う車両の輪距が1. 8メートル以上	20. 0トン
	輪荷重	5. 0トン	
最小回転半径		12. 0メートル	

また国土交通省では、特殊車両の通行に対する指導、取締の徹底を図っています。

【違反者に対する指導等の強化】

- 国道事務所に呼び出して是正指導を行い、常習的な違反者に対しては告発を実施（措置命令4回又は是正指導5回で告発）【H25年度から実施】
- 改正道路法に基づき違反者に対する報告徴収・立入検査の実施
また、報告徴収・立入検査を拒む者に対しては告発を実施【H26年度から実施】
- 特に基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者は、現地取締りにおいて違反を確認した場合は即時告発を実施【H26年度から実施】